

○国土交通省令第十八号
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項及び第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車点検基準の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和五年三月三十一日
 国土交通大臣 斉藤 鉄夫

自動車点検基準の一部を改正する省令

自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）			別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）		
点検箇所	点検時期	12月ごと （3月ごとの点検に次の点 検を加えたもの）	点検箇所	点検時期	12月ごと （3月ごとの点検に次の点 検を加えたもの）
（略）	3月ごと		（略）	3月ごと	
電 気 装 置	（※2）（※4） 1 点火フ ラ グの状態 （※7） 2 点火時期	（※7） デイトリビ ュー タのキヤッ プの状態	電 気 装 置	（※2）（※4） 1 点火フ ラ グの状態 2 点火時期	デイトリビ ュー タの キヤッ プの状態
（略）			（略）		
注①～⑥（略）			注①～⑥（略）		
⑦（※7）印の点検は、デイトリビュータを有する自動車に限る。			注①～⑥（略） （新設）		
別表第4（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）			別表第4（被牽引自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）		
点検箇所	点検時期	12月ごと （3月ごとの点検に次の点 検を加えたもの）	点検箇所	点検時期	12月ごと （3月ごとの点検に次の点 検を加えたもの）
（略）	3月ごと		（略）	3月ごと	
緩 衝 装 置	エア・サスペンション	1 エア漏れ （※1） 2 パロースの損傷 （※1） 3 取付部及び連結 部の緩み及び損傷	緩 衝 装 置	エア・サスペンション	1 エア漏れ （※1） 2 パロースの損傷 （※1） 3 取付部及び連結 部の緩み並びに損 傷
（略）			（略）		
注①・②（略）			注①・②（略）		

別表第5 (自家用貨物自動車等の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

点検箇所	点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと (6月ごとの点検に次の点 検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)	(略)
電 気 装 置	点火装置	(※4)(※5) 1 点火アラ ジの状態 (※8) 2 点火時期	(※8) デイストリビュー タのキャップの状態
(略)	(略)	(略)	(略)

注①～⑦ (略)

⑧ (※8) 印の点検は、デイストリビュータを有する自動車に限る。

別表第6 (自家用乗用自動車等の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

点検箇所	点検時期	1 年 ごと	2 年 ごと (1年ごとの点検に次の点 検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)	(略)
電 気 装 置	点火装置	(※1)(※2) 1 点火アラ ジの状態 (※4) 2 点火時期 (※4) 3 デイストリ ビュータのキャッ プの状態	
(略)	(略)	(略)	(略)

注①～④ (略)

⑤ (※4) 印の点検は、デイストリビュータを有する自動車に限る。

別表第5 (自家用貨物自動車等の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

点検箇所	点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと (6月ごとの点検に次の点 検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)	(略)
電 気 装 置	点火装置	(※4)(※5) 1 点火アラ ジの状態 2 点火時期	デイストリビュータの キャップの状態
(略)	(略)	(略)	(略)

注①～⑦ (略)

(新設)

別表第6 (自家用乗用自動車等の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

点検箇所	点検時期	1 年 ごと	2 年 ごと (1年ごとの点検に次の点 検を加えたもの)
(略)	(略)	(略)	(略)
電 気 装 置	点火装置	(※1)(※2) 1 点火アラ ジの状態 2 点火時期 3 デイストリビュータの キャップの状態	
(略)	(略)	(略)	(略)

注①～④ (略)

(新設)

附 則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。